



# ジョブ・カード制度を 人材の育成・確保に役立てませんか!!

「ジョブ・カード制度」とは……

正社員としての経験が少ない求職者などが、ハローワークなどで登録キャリア・コンサルタントの支援を受けて、企業や教育訓練機関等での職業訓練を受講し、そこでの能力評価や職務経歴、商工会議所検定などの取得資格などの情報をまとめて「ジョブ・カード」に記載することにより、自らの職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するものです。

訓練を実施する企業では、正社員としての経験が少ない求職者

などに対し、企業での実習(OJT)と教育訓練機関などでの座学(Off-JT)を組み合わせた有期実習型などの職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供します。そして、職業訓練の期間を通じて訓練受講者の適性を判断したうえで、正社員として継続雇用できます。

## ジョブ・カード制度の職業能力形成プログラム



職業訓練の実施企業には  
こんな**メリット**が…

**1**

自社での実習を通じて求職者の職業能力を高めることにより、即戦力の人材を確保できます。

**2**

自社のニーズに応じた人材育成と評価ができるので、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。

**3**

自社のアルバイトやパート、派遣社員を正社員へ登用するときにも活用できます。

**4**

助成金※を活用することにより、企業研修に係るコスト負担を軽減できます。

**5**

人材育成・能力開発に積極的な企業であることをPRできます。

### 職業訓練の実施企業の声

#### 『ジョブ・カード制度に期待!』

注文家具の製造・販売をしているA社では、「仕事に熱心なアルバイトがいるので、ジョブ・カード制度を活用して正社員にしたい」との理由から、有期実習型訓練での営業販売コースを実施しました。OJTは東京の販売店で行い、木材に関する知識や製造工程の理解を深めるためのOff-JTは本社工場で習得できるように計画。このほど訓練が終了し、2人の訓練生を正社員として採用しました。同社では、「人を訓練し、採用するのに助成金があるのはありがたい」とも話しています。

また、人材育成やIT支援、パソコンスクールなどを多角的に展開するB社では、正規雇用を前提としてPCインストラクターを育成するために、ジョブ・カード制度による訓練をスタートさせました。同社が本制度の活用にあたり期待したのは、「人材育成を計画的に実施できること、即戦力に近い人材を育てることができる」点に期待したからです。

### ※キャリア形成促進助成金の概要

(有期実習型訓練の場合)

#### 【活用できる企業の要件】

「雇用保険の適用事業の事業主である」「労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない」こと等の要件をすべて満たし、雇用・能力開発機構の受給資格認定を受けていることが必要です。

#### 【主な助成内容】

①Off-JTによる訓練に要した経費(教育訓練機関に支払う受講料等)の1/2(大企業は1/3)

②Off-JTの実施時間に対して支払われた賃金の1/2(大企業は1/3)

③OJTによる訓練の実施時間に応じて、受講者1人につき1時間600円

(1人当たり20万4千円が限度)等

※助成金には、上限額があります。



## ●職業訓練を通じて求職者の適性を判断できます。

ジョブ・カード制度における「有期実習型訓練」では、有期労働契約のもと、求人企業が自社のニーズにマッチした実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた職業訓練を実施します。

訓練を実施する企業は、雇用する訓練の期間を通じて、訓練受講者の適性を判断したうえで、正社員として継続雇用できますので、必要とする人材の採用に役立ちます。自社のパート等の正社員化やキャリア・アップをする際に

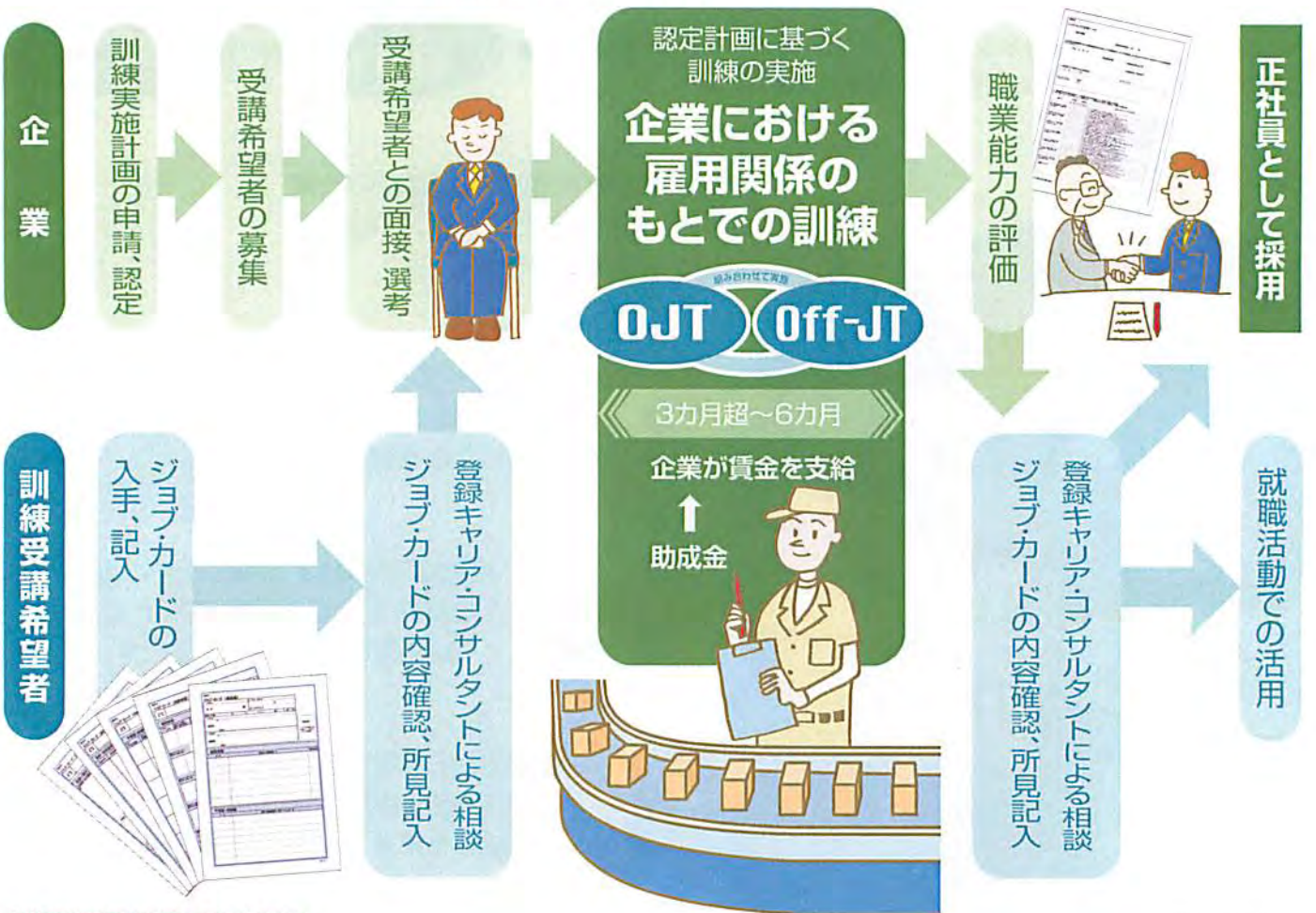
も活用できます。一定の要件を満たす場合は、国からの助成金を受けられます。



### 人材の育成・確保支援の拠点

ジョブ・カード(サポート)センターでは、制度の活用を希望する企業に対し、職業訓練に結びつけられるよう、訓練実施計画の作成や助成金の申請に向けた準備等のお手伝いをしています。

## ◆有期実習型訓練のフロー図◆



### 有期実習型訓練の主な基準

<平成20年12月現在>

対象者	正社員としての経験が少ない方* (学校卒業後6カ月以内の方を除く)
総訓練期間・時間	3カ月超6カ月以下(資格取得等の特別な場合は1年以内)、6カ月あたり425時間以上
総訓練時間に占める座学(Off-JT)時間割合	2割以上8割以下(ただし、訓練の修了後に訓練受講者を正社員として雇用する場合は、1割以上9割以下)

\*過去5年間に於いて、概ね3年以上継続して正社員として働いたことがある方以外の方など、ハローワーク等の登録キャリア・コンサルタントが判断した方

日本商工会議所(ジョブ・カード事業)URL <http://www.jc-center.jp/>

●お問い合わせは…

横須賀商工会議所  
 神奈川県地域ジョブ・カードセンター  
 横須賀市平成町2-14-4  
 TEL 046-823-2588  
 FAX 046-823-2587